

消 防 予 第 6 0 号

平成 2 2 年 2 月 5 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長
東京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消 防 用 設 備 等 試 験 結 果 報 告 書 の 様 式 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件 等 の 公 布 に つ い て (通 知)

「消 防 用 設 備 等 試 験 結 果 報 告 書 の 様 式 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 3 号 。 以 下 「 3 号 告 示 」 と い う 。) 、 「 消 防 法 施 行 規 則 の 規 定 に 基 づ き 、 消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 種 類 及 び 点 検 内 容 に 応 じ て 行 う 点 検 の 期 間 、 点 検 の 方 法 並 び に 点 検 の 結 果 に つ い て の 報 告 書 の 様 式 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 4 号 。 以 下 「 4 号 告 示 」 と い う 。) 、 「 消 防 用 設 備 等 の 点 検 の 基 準 及 び 消 防 用 設 備 等 点 検 結 果 報 告 書 に 添 付 す る 点 検 票 の 様 式 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 5 号 。 以 下 「 5 号 告 示 」 と い う 。) 、 「 消 防 設 備 士 免 状 の 交 付 を 受 け て い る 者 又 は 総 務 大 臣 が 認 め る 資 格 を 有 す る 者 が 点 検 を 行 う こ と が で き る 消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 種 類 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 6 号 。 以 下 「 6 号 告 示 」 と い う 。) 、 「 消 防 法 施 行 令 第 三 十 六 条 の 二 第 一 項 各 号 及 び 第 二 項 各 号 に 掲 げ る 消 防 用 設 備 等 に 類 す る も の を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 7 号 。 以 下 「 7 号 告 示 」 と い う 。) 及 び 「 消 防 設 備 士 が 行 う こ と が で き る 必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等 の 工 事 又 は 整 備 の 種 類 を 定 め る 件 の 一 部 を 改 正 す る 件」 (平 成 2 2 年 消 防 庁 告 示 第 8 号 。 以 下 「 8 号 告 示 」 と い う 。) が 、 平 成 2 2 年 2 月 5 日 に 公 布 さ れ ま し た 。

今 回 の 告 示 改 正 は 、 複 合 型 居 住 施 設 に お け る 必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等 に 関 す る 省 令 (平 成 2 2 年 総 務 省 令 第 7 号) 及 び 消 防 法 施 行 規 則 及 び 特 定 共 同 住 宅 等 に お け る 必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 2 2 年 総 務 省 令 第 8 号) の 公 布 に 合 わ せ て 、 共 同 住 宅 用 自 動 火 災 報 知 設 備 及 び 住 戸 用 自 動 火 災 報 知 設 備 の 点 検 結 果 報 告 書 に 添 付 す る 点 検 票 の 様 式 に 福 祉 施 設 等 の 「 関 係 者 等 へ 火 災 を 報 知 す る 装 置 」 に 係 る 事 項 を 追 加 す る と と も に 、 複 合 型 居 住 施 設 用 自 動 火 災 報 知 設 備 の 消 防 用 設 備 等 試 験 結 果 報 告 書 の 様 式 、 点 検 の 基 準 及 び 点 検 結 果 報 告 書 に 添 付 す る 点 検 票 の 様 式 並 び に 設 置 及 び 整 備 を 行 う こ と が で き る 消 防 設 備

士の種別等を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 改正事項

- 1 共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備の試験結果報告書の様式に係る関係者等に報知する装置に関する項目を追加し、複合型居住施設用自動火災報知設備の試験結果報告書の様式を新たに別記様式第37として追加したこと（3号告示関係）。
- 2 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の期間を、それぞれ機器点検6月、総合点検1年としたこと（4号告示関係）。
- 3 共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備点検基準及び点検票に係る関係者等に報知する装置に関する項目を追加し、複合型居住施設用自動火災報知設備の点検基準及び点検票を新たに別表第35及び別記様式第35として追加したこと（5号告示関係）。
- 4 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検を行うことができる資格として、消防設備士については第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第2種消防設備点検資格者としたこと（6号告示関係）。
- 5 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、消防設備士でなければ工事を行ってはならない消防用設備等に類するものとして複合型居住施設用自動火災報知設備を追加したこと（7号告示関係）。
- 6 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類に複合型居住施設用自動火災報知設備を加え、工事を行うことができる資格を第4類甲種消防設備士、整備を行うことができる資格を第4類乙種消防設備士としたこと（8号告示関係）。

第二 施行期日

今回の告示の改正は、公布の日（平成22年2月5日）から施行するものとされたこと。

第三 経過措置

3号告示及び5号告示による改正後の「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」別記様式第33及び別記様式第34及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」別記様式第31及び別記様式

第32に規定する様式は、第二にかかわらず、平成22年7月31日までの間は、なお従来のもを用いることができることとされたこと。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 複合型居住施設用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十七

別記様式第三十三を次のように改める。

共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	() 項 .						
延べ面積	m ²		階数	地上	階	地階	階
住戸数	全住戸数 戸						
住棟受信機	非蓄積式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他 ()						
	P・GP型 級 回線数 /			R・GR型自火報点数 点・その他点数 点・予備点数 点			
	定格電圧	AC V		・ DC		V	
	予備電源	NiCd・その他 ()		V		AH	
共同住宅用受信機	非蓄積式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他 ()						
	定格電圧	AC V		・ DC		V	
	予備電源	NiCd・その他 ()		V		AH	
中継器	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数			台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数			台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数			台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数			台
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数			台
感知器	機	種	自	遠	種	別	個数
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
音声警報装置等	音声警報装置	L 級	個	M 級	個	S 級	個
	戸外表示器	_____				個数	個
	放送設備との連動等	有 ・ 無 (音声切替装置 有 ・ 無)					

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外 観 試 験 機 能 試 験	警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	—————	
	住 棟 受 信 機 * 共同住宅用受信機	設置場所等	設 置 場 所	
			周囲の状況・操作性	—————
			設 置 状 況	—————
		構 造 ・ 性 能		—————
		操 作 部		床面からの高さ m
	予 備 品 等		—————	
	中 継 器	設 置 場 所 等		
		構 造 ・ 性 能		—————
		予 備 品 等		—————
	電 源	常 用 電 源		AC V
		非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備・蓄電池設備
	* 感 知 器	警 戒 状 況 ・ 設 置 状 況 ・ 構 造 ・ 性 能	差 動 式 ス ポ ッ ト 型	—————
			定 温 式 ス ポ ッ ト 型	—————
			補 償 式 ス ポ ッ ト 型	—————
			熱アナログ式スポット型	—————
光 電 式 ス ポ ッ ト 型			—————	
光電アナログ式スポット型			—————	
イオン化式スポット型			—————	
イオン化アナログ式スポット型			—————	
炎 感 知 器			—————	
* 音 声 警 報 装 置	設 置 場 所 等		—————	
	構 造 ・ 性 能		—————	
* 戸 外 表 示 器	設 置 場 所		—————	
	構 造 ・ 性 能		—————	
配 線	共 通 線 試 験		—————	
	送 り 配 線 試 験	住 棟 受 信 機	試 験 回 線 1	—————
			試 験 回 線 2	—————
			試 験 回 線 3	—————
			試 験 回 線 4	—————
			試 験 回 線 5	—————
共 同 住 宅 用 受 信 機		—————		

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	住 棟 受 信 機	火災表示試験	火災表示状況	_____
			保 持 機 能	_____
			蓄積式の機能	_____
		注意表示試験	注意表示状況	_____
		設定表示温度試験	設定表示温度等	_____
		回 路 導 通 試 験		_____
		同時作動試験	常用電源使用時	_____
			予備電源使用時	_____
		感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	_____
			遠隔試験機能を有するもの	_____
	予備電源試験	電源自動切替機能	_____	
		電 圧	V	
	付 属 装 置 試 験		_____	
	相互作動試験	相互通話状況	_____	
		音声警報装置鳴動状況	_____	
	* 共同住宅用受信機	火災警報等試験	感知器作動警報	_____
			火 災 警 報	_____
			蓄積式の機能	_____
		感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	_____
遠隔試験機能を有するもの	_____			
予備電源試験	電源自動切替機能	_____		
中 継 器	設定表示温度試験	設定表示温度等	_____	
	回 路 導 通 試 験		_____	
	遠 隔 試 験 機 能		_____	
	予備電源試験	電源自動切替機能	_____	
電 圧		V		
* 感 知 器	作 動 試 験		_____	
音 声 警 報 装 置	鳴 動 方 式 試 験		_____	
	* 作 動 試 験		_____	
* 戸 外 表 示 器	作 動 試 験		_____	
関 係 者 等 へ の 報 知 装 置	作 動 試 験		_____	
非 常 電 源	非常電源試験	電源自動切替	_____	
		その他（内蔵型以外のもの）	_____	
備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 *印のあるものは、④に住棟受信機の表示番号、警戒区域又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

共同住宅用自動火災報知設備

④

警戒区域又は住戸等		共同住宅用受信機	感知器								音声警報装置	戸外表示器	結果		備考
住棟受信機の表示番号	名 称		差動式スポット型	定温式スポット型	補償式スポット型	熱アナログ式スポット型	光電式スポット型	光電アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	イオン化アナログ式スポット型			炎感知器	外観試験	
合計															
備考															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 共用部分にあつては住棟受信機の表示番号、警戒区域ごとに、住戸等にあつては住戸等ごとに各欄に掲げる設備等の個数を記入すること。
- 3 結果の欄には、住棟受信機の表示番号、警戒区域又は住戸等ごとに各欄に掲げる設備等の試験結果が全て良の場合は○、一部でも否である場合は×を記入すること。

別記様式第三十四を次のように改める。

住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	() 項 .						
延べ面積	m ²		階数	地上	階	地階	階
住戸数	全住戸数 戸						
住戸用受信機	非蓄積式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他 ()						
	定格電圧	AC V		DC V			
	予備電源	NiCd・その他 ()		V		AH	
共用部分に設ける設備		住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備・その他 ()					
中継器	蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数		台	
	蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数		台	
	蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数		台	
	蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数		台	
	蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・他 () 回線	予備電源 有 (V AH)・無		設置台数		台	
感知器	機	種	自	遠	種	別	個数
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
	式	型 ()				種	個
起動装置	屋内型	個		屋外型	個		
音声警報装置等	音声警報装置	L 級	個	M 級	個	S 級	個
	ベル(サイレン)	電圧	V	電流	mA		個数
	戸外表示器	_____				個数	個
	放送設備との連動等	有 ・ 無 (音声切替装置 有 ・ 無)					

試 験 項 目			種別・容量等の内容	結果	
外 住 戸 用 自 動 火 災 報 知 設 備 試 験	観	警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	—	
		* 住戸用受信機	設置場所等	設 置 場 所	—
				周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	—
				設 置 状 況	—
			構 造 ・ 性 能	—	
			操 作 部	床面からの高さ	m
			予 備 品 等	—	
		中 継 器	設 置 場 所 等	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			予 備 品 等	—	
		電 源	常 用 電 源	AC V	
			予 備 電 源	—	
		* 感知器	警 況 ・ 構 造 ・ 性 能 状 況 ・ 設 置 状 況	差 動 式 ス ポ ッ ト 型	—
				定 温 式 ス ポ ッ ト 型	—
				補 償 式 ス ポ ッ ト 型	—
				光 電 式 ス ポ ッ ト 型	—
				イ オ ン 化 式 ス ポ ッ ト 型	—
				炎 感 知 器	—
		* 音声警報装置	設 置 場 所 等	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
		* 音響装置	設 置 場 所 等	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
		* 戸外表示器	設 置 場 所	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
		共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備	操 作 部	設 置 場 所	—
				周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	—
				設 置 状 況	—
				構 造 ・ 性 能	—
操 作 部	床面からの高さ			m	
予 備 品 等	—				
電 源	常 用 電 源	V			
	非 常 電 源 の 種 別	非常電源専用受電設備・蓄電池設備			
起 動 装 置	設 置 場 所 等	—			
	構 造 ・ 性 能	—			
表 示 灯	設 置 場 所 等	—			
	構 造 ・ 性 能	—			
音 響 装 置	設 置 場 所 等	—			
	構 造	—			

試 験 項 目				種別・容量等の内容	結果	
機 能 火 災 報 知 設 備 試 験	住 戸 用 自 動 火 災 報 知 設 備	配 線	送り配線試験	住戸用受信機	_____	
			*住戸用受信機	火災警報等試験	火 災 警 報	_____
		蓄 積 式 の 機 能			_____	
		感知器作動試験		自動試験機能を 有するもの	_____	
				遠隔試験機能を 有するもの	_____	
		中 継 器	回 路 導 通 試 験		_____	
			遠 隔 試 験 機 能		_____	
			予備電源試験	電源の自動切替機能	_____	
		電 圧		_____ V		
		* 感 知 器	作 動 試 験		_____	
		*音声警報装置 ・音響装置	作 動 試 験	音 声 警 報	_____	
				音 響 警 報	_____	
		* 戸 外 表 示 器	作 動 試 験		_____	
		関係者等への 報知装置	作 動 試 験		_____	
		共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備	起 動 装 置	起 動 装 置 試 験		_____
音 響 装 置	音響装置試験		鳴 動 方 式 試 験	_____		
			作 動 試 験	_____		
非 常 電 源	非常電源試験		電 源 自 動 切 替	_____		
		その他（内蔵型以外 のもの）	_____			
備 考						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
 - *印のあるものは、④に警戒区域又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備

④

警戒区域又は住戸等 名称等		住戸用受信機	感 知 器					音声警報装置・音響装置	戸外表示器	結 果		備考
			差動式スポット型	定温式スポット型	補償式スポット型	光電式スポット型	イオン化式スポット型			炎 感 知 器	外 観 試 験	
合 計												
備 考												

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 共用部分にあつては警戒区域ごとに、住戸等にあつては住戸等ごとに各欄に掲げる設備等の個数を記入すること。
 - 結果の欄には、警戒区域又は住戸等ごとに各欄に掲げる設備等の試験結果が全て良の場合は○、一部でも否である場合は×を記入すること。

別記様式第三十六の次に次の一様式を加える。

複合型居住施設用自動火災報知設備試験結果報告書						
試験実施日 年 月 日						
試験実施者						
住所						
氏名						
印						
用途	() 項 .					
延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階
受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()					
	P・GP型 級 回線数 /		R・GR型 自火報点数 点・その他点数 点・予備点数 点			
	定格電圧	AC	V・DC		V	
	予備電源	NiCd・その他 ()		V	AH	
発信機	型 級 屋内型 個 屋外型 個 (無線式 型 級 屋内型 個 屋外型 個)					
中継機	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 () 回線		予備電源 有 (V AH)・無		設置台数 台	
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 () 回線		予備電源 有 (V AH)・無		設置台数 台	
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 () 回線		予備電源 有 (V AH)・無		設置台数 台	
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 () 回線		予備電源 有 (V AH)・無		設置台数 台	
	アナログ式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・他 () 回線		予備電源 有 (V AH)・無		設置台数 台	
感知器	機 種		自	遠	種 別	個 数
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
	式 型 ()				種	個
音響装置	種 別		種 類	電 圧	電 流	個 数
	主音響装置 (内蔵されているものを除く。)			DC V	mA	個
	副音響装置 (内蔵されているものを除く。)			DC V	mA	個
	地 区 音 響 装 置			DC V	mA	個
				DC V	mA	個
	放 送 設 備 と の 連 動		有 . 無			
鳴 動 方 式		一 斉 鳴 動 . 区 分 鳴 動				

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	配 線	共 通 線 試 験	_____		
		送 り 配 線 試 験	試 験 回 線 — 1	_____	
			試 験 回 線 — 2	_____	
	試 験 回 線 — 3		_____		
	無 線 設 備	通 信 試 験	_____		
	受	火 災 表 示 試 験	火 災 表 示 状 況	_____	
			保 持 機 能	_____	
			2 信 号 式 の 機 能	_____	
			蓄 積 式 の 機 能	_____	
	注 意 表 示 試 験	注 意 表 示 状 況	_____		
	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____		
	回 路 導 通 試 験		_____		
	信	同 時 作 動 試 験	常 用 電 源 使 用 時	_____	
			予 備 電 源 使 用 時	_____	
	感 知 器 作 動 試 験	自 動 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____		
		遠 隔 試 験 機 能 を 有 す る も の	_____		
	予 備 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____		
		電 圧		V	
	機	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	_____	
	付 属 装 置 試 験		_____		
	相 互 作 動 試 験	相 互 通 話 状 況	_____		
		地 区 音 響 装 置 鳴 動 状 況	_____		
	中 継 器	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	_____	
		回 路 導 通 試 験		_____	
		予 備 電 源 試 験 (予 備 電 源 を 有 す る も の)	電 源 自 動 切 替 機 能	_____	
	電 圧			V	
感 知 器	作 動 試 験	(その2)及び(その3)による			
	作 動 継 続 試 験				
	流 通 試 験				
	接 点 水 高 試 験				
回 路 合 成 抵 抗 試 験					
発 信 機	作 動 試 験	_____			
地 区 音 響 装 置	鳴 動 方 式 試 験	_____			
	作 動 試 験	(その2)及び(その3)による			
備 考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
- 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
- 6 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

複合型居住施設用自動火災報知設備

(その2)

警戒区域		感知器（多信号又はアナログ式以外のもの）								炎 感 知 器	地 区 音 響 装 置	結 果		
受信機 の 表 示 番 号	名 称	差動式		補償式 スポット 型	定温式		煙感知器		イオン化式 スポット 型				光電式	
		分 布 型	ス ポ ツ ト 型		ス ポ ツ ト 型	感 知 線 型	ス ポ ツ ト 型	分 離 型						
合 計												—		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 受信機の表示番号ごとに個数を記入すること。

警 戒 区 域		多 信 号 感 知 器				ア ナ ロ グ 式 感 知 器				地 区 音 響 装 置	結 果	
受 信 機 の 表 示 番 号	名 称	熱 複 合 式 ス ポ ッ ト 型	煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型	熱 煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型	そ の 他 の 多 信 号 感 知 器	熱 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型	煙 感 知 器					
							イ オ ン 化 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型	光 電 ア ナ ロ グ 式				
						ス ポ ッ ト 型		分 離 型				
合	計											—

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 受信機の表示番号ごとに個数を記入すること。
 3 アナログ式及び自動試験機能付きのものは、階又は警戒区域ごとに設置されている個数を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第三十三及び別記様式第三十四に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○ 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十六（略）</p> <p>三十七 複合型居住施設用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十七</p>
<p>現行</p>	<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十六（略）</p>

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第三の表中「並びに加圧防排煙設備」を「加圧防排煙設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件 新旧対照表

○ 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）（傍線部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
第一・第二（略） 第三（略）		第一・第二（略） 第三（略）	
消防用設備等の種類等 （略） 屋内消火栓設備、スプリンクラ ー設備、水噴霧消火設備、泡消 火設備、二酸化炭素消火設備、 ハロゲン化物消火設備、粉末消 火設備、屋外消火栓設備、動力 消防ポンプ設備、自動火災報知 設備、ガス漏れ火災警報設備、 漏電火災警報器、非常警報器具 及び設備、避難器具、排煙設備 、連結散水設備、連結送水管、 非常電源（配線の部分を除く。	点検の内容 及び方法 （略） 機器点検 総合点検	点検の 期間 （略） 六月 一年	点検の 期間 （略） 六月 一年

第四 (略)	(略)	<p>、総合操作盤、パツケージ型 消火設備、パツケージ型自動消 火設備、共同住宅用スプリンク ラー設備、共同住宅用自動火災 報知設備、住戸用自動火災報知 設備、共同住宅用非常警報設備 、共同住宅用連結送水管、特定 小規模施設用自動火災報知設備 、加圧防排煙設備並びに複合型 居住施設用自動火災報知設備</p>
	(略)	
	(略)	

第四 (略)	(略)	<p>、総合操作盤、パツケージ型 消火設備、パツケージ型自動消 火設備、共同住宅用スプリンク ラー設備、共同住宅用自動火災 報知設備、住戸用自動火災報知 設備、共同住宅用非常警報設備 、共同住宅用連結送水管、特定 小規模施設用自動火災報知設備 並びに加圧防排煙設備</p>
	(略)	
	(略)	

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十五及び別記様式第三十五

別表第三十一(8)の次に次のように加える。

(9) 関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

別表第三十二(5)の次に次のように加える。

(6) 関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

別表第三十四の次に次の一表を加える。

別表第35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

- (1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）
 - ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - イ 表示
適正であること。
 - ウ 端子電圧（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
規定値以上であること。
 - エ 切替装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
 - オ 充電装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

カ 結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

(7) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(E) その他

火災表示が適正であること。

ノ 注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

適正であること。

タ 回路導通（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）
感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がなないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係

るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

(7) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(1) 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(7) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにおいて、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

- (6) 蓄積機能（蓄積機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）
- ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。
- イ アアナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備にあつては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。
- (7) 二信号機能（二信号機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）
- 第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。
- (8) 自動試験機能（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）
- 次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。
- ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路
オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）

(9) 連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）
確実に連動していること。

(10) 無線機能（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）
無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動
機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する複合型居住施設

用自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

- (3) 地区音響装置の音圧
規定値以上であること。

- (4) 総合作動（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

別記様式第三十一（その二）を次のように改める。

別記様式第31

共同住宅用自動火災報知設備（その2）

☆共同住宅用受信機	周囲の状況				
	外形				
	表示				
	電源表示灯				
	スイッチ類				
	表示灯				
☆感知器	付属装置				
	感知状況	外形			
		警戒未警戒部分			
		感知区域			
		適応性			
	機能障害				
	熱感知器				
	煙感知器				
炎感知器					
☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）	外形				
	取付状態				
	音声警報等				
	鳴動方式				
※蓄積機能					
自動試験機能	予備電源・非常電源				
	住棟受信機の火災表示				
	住棟受信機の注意表示				
	住棟受信機・中継器の制御機能及び電路				
	感知器回路・音声警報装置回路				
☆戸外表示器	外形				
	作動表示灯				
	通電表示灯				
	音声警報装置の鳴動状況				
関係者等へ報知する装置					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。
- 8 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第三十二（その二）を次のように改める。

別記様式第32

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（その2）

☆音声警報装置・音響装置（補助音響装置を含む。）	外形					
	取付状態					
	音声警報等					
	鳴動方式					
※蓄積機能						
☆戸外表示器	外形					
	作動表示灯					
	通電表示灯					
	音声警報装置の鳴動状況					
関係者等へ報知する装置						
機器点検（共同住宅用非常警報設備）						
非常電源（内蔵型）	外形					
	表示					
	端子電圧		V			
	切替装置					
	充電装置					
	結線接続					
非常ベル・自動式サイレン	起動装置	周囲の状況				
		外形				
	操作部	表示機能				
		外形				
	複合装置	表示灯				
		電源表示灯				
		スイッチ類				
	サイレン	ヒューズ類		A		
		継電器				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
	予備品等					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 - 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。
 - 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第三十四の次に次の一様式を加える。

複合型居住施設用自動火災報知設備点検票						
名 称					防 火 管理者	㊟
所 在					立会者	㊟
点検種別	機 器 ・ 総 合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日			
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所 属 会 社	社名 TEL			
	氏名		住所			
点 設 備 名	受 信 機	製造者名				
		型 式 等				
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容	
		種別・容量等の内容	判定	不 良 内 容		
機 器 点 検						
予備電源 (内蔵型) ・非常電源	外 形	形 示				
	表 示	形 示				
	※端子電圧	電 圧	V			
	※切替装置	装 置				
	※充電装置	装 置				
	※結線接続	接 続				
受 信 機 ・ 中 継 器	周 囲 の 状 況					
	外 形	形 示				
	表 示	形 示				
	警戒区域の表示装置					
	電 圧	計	V			
	スイッチ類					
	ヒューズ類			A		
	※継電器		器			
	表示灯		灯			
	通話装置		装 置			
	※結線接続		接 続			
	接地		地			
	附属装置		装 置			
※火災表示等	蓄積式					
	アナログ式					
	二信号式					
	そ の 他					
※注 意 表 示		表 示				
回路導通		導 通				
設定表示温度等		温 度 等				
感知器作動等の表示		表 示				
予 備 品 等		等				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

感 知 器	外 形						
	警 戒 状 況	未 警 戒 部 分					
		感 知 区 域					
		適 応 性					
		機 能 障 害					
	※ 熱 感 知 器	ス ポ ッ ト 型		差動 定温 (再) 熱アナログ			
		分 布 型	空 気 管 式				
			熱電対式・熱半導体式				
		感 知 線 型					
	※ 煙 感 知 器	ス ポ ッ ト 型		イオン 光電 アナログ			
		分 離 型					
		※ 炎 感 知 器		赤外線 紫外線			
		※多信号感知器・複合式感知器					
	遠隔試験機能を有する感知器						
発 信 機	周 囲 の 状 況						
	外 形						
	表 示						
	押しボタン・送受話器						
	表 示 灯						
音 響 装 置	外 形						
	取 付 状 態						
	音 圧 等						
	鳴 動 方 式		一斉 区分 相互 再鳴動				
※蓄 積 機 能							
※二 信 号 機 能							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

自動試験機能	予備電源・非常電源							
	受信機の火災表示							
	受信機の注意表示							
	受信機・中継器の制御機能・電路							
	感知器							
	感知器回路・ベル回路							
連動機能								
無線機能								
総 合 点 検								
同時作動								
※煙感知器等の感度								
地区音響装置の音圧								
※総合作動								
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
	加熱試験器				メーターリレー試験器			
	加煙試験器				炎感知器用自動試験器			
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	減光フィルター							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第三十一及び別記様式第三十二に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件
 新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防
 庁告示第十四号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十五及び別記様式第三十五</p>	<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p>

○ 消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)

(傍線は改正部分)

新	旧
<p>別表第 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 (1) ～ (8) (略) <u>(9) 関係者等へ報知する装置</u> <u>福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。</u></p> <p>2 総合点検 次の事項について確認すること。 (1) ～ (4) (略)</p>	<p>別表第 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 (1) ～ (8) (略)</p> <p>2 総合点検 次の事項について確認すること。 (1) ～ (4) (略)</p>
<p>別表第 32 住戸用自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 住戸用自動火災報知設備</p>	<p>別表第 32 住戸用自動火災報知設備の点検基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 住戸用自動火災報知設備</p>

(1) ～ (5) (略)

(6) 関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

共同住宅用非常警報設備

(1) ～ (2) (略)

2 総合点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) ～ (3) (略)

共同住宅用自動火災報知設備

(1) ～ (2) (略)

別表第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く

(1) ～ (5) (略)

共同住宅用非常警報設備

(1) ～ (2) (略)

2 総合点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) ～ (3) (略)

共同住宅用自動火災報知設備

(1) ～ (2) (略)

。)

規定値以上であること。

エ 切替装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く

。)

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く

。)

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く

。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。

）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く

。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除

く。）

(7) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

適正であること。

タ 回路導通（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

）

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(7) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(7) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(ア) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること

。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能（蓄積機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備にあつては、アに準ずるほ

か、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能（二信号機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）

(9) 連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）

確実に連動していること。

(10) 無線機能（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

改正後				現行					
別記様式第31 共同住宅用自動火災報知設備（その2）				別記様式第31 共同住宅用自動火災報知設備（その2）					
☆共同住宅用受信機	周囲の状況			☆共同住宅用受信機	周囲の状況				
	外形表示			☆共同住宅用受信機	外形表示				
	電源表示灯			☆共同住宅用受信機	電源表示灯				
	スイッチ類			☆共同住宅用受信機	スイッチ類				
	表示灯			☆共同住宅用受信機	表示灯				
	付属装置			☆共同住宅用受信機	付属装置				
	☆感知器	外形			☆感知器	外形			
☆感知器	警戒状況	未警戒部分			☆感知器	警戒状況	未警戒部分		
		感知区域			☆感知器		感知区域		
		適応性			☆感知器		適応性		
		機能障害			☆感知器		機能障害		
☆感知器	熱感知器			☆感知器	熱感知器				
	煙感知器			☆感知器	煙感知器				
	炎感知器			☆感知器	炎感知器				
☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）	装置（補助音響装置を含む。）	外形			☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）	装置（補助音響装置を含む。）	外形		
		取付状態			☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）		取付状態		
		音声警報等			☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）		音声警報等		
		鳴動方式			☆音声警報装置（補助音響装置を含む。）		鳴動方式		
※蓄積機能				※蓄積機能					
自動試験機能	自動試験機能	予備電源・非常電源			自動試験機能	自動試験機能	予備電源・非常電源		
		住棟受信機の火災表示			自動試験機能		住棟受信機の火災表示		
		住棟受信機の注意表示			自動試験機能		住棟受信機の注意表示		
		住棟受信機・中継器の制御機能及び電路			自動試験機能		住棟受信機・中継器の制御機能及び電路		
☆戸外表示器	☆戸外表示器	感知器回路・音声警報装置回路			自動試験機能	☆戸外表示器	感知器回路・音声警報装置回路		
		外形			☆戸外表示器		外形		
		作動表示灯			☆戸外表示器		作動表示灯		
		通電表示灯			☆戸外表示器		通電表示灯		
☆戸外表示器	☆戸外表示器	音声警報装置の鳴動状況			☆戸外表示器	☆戸外表示器	音声警報装置の鳴動状況		
					☆戸外表示器				
関係者等へ報知する装置				関係者等へ報知する装置					
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。 8 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。				備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。 8 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。					

別記様式第32

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（その2）

☆音声警報装置・音響装置（補助音響装置を含む。）	外 形				
	取 付 状 態				
	音 声 警 報 等				
	鳴 動 方 式				
※ 蓄 積 機 能					
☆戸外表示器	外 形				
	作 動 表 示 灯				
	通 電 表 示 灯				
	音声警報装置の鳴動状況				
関係者等へ報知する装置					
機 器 点 検（共同住宅用非常警報設備）					
非常電源（内蔵型）	外 形				
	表 示				
	端 子 電 圧		V		
	切 替 装 置				
	充 電 装 置				
	結 線 接 続				
非常ベル・自動式サイレン装置	起 周 圍 の 状 況				
	外 形				
	表 示				
	機 能				
	操 外 形				
	表 示				
	電 源 表 示 灯				
	ス イ ッ チ 類				
	ヒ ュ ー ズ 類		A		
	継 電 器				
	表 示 灯				
	結 線 接 続				
	接 地				
	予 備 品 等				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。
 8 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第32

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（その2）

☆音声警報装置・音響装置（補助音響装置を含む。）	外 形				
	取 付 状 態				
	音 声 警 報 等				
	鳴 動 方 式				
※ 蓄 積 機 能					
☆戸外表示器	外 形				
	作 動 表 示 灯				
	通 電 表 示 灯				
	音声警報装置の鳴動状況				
機 器 点 検（共同住宅用非常警報設備）					
非常電源（内蔵型）	外 形				
	表 示				
	端 子 電 圧		V		
	切 替 装 置				
	充 電 装 置				
	結 線 接 続				
非常ベル・自動式サイレン装置	起 周 圍 の 状 況				
	外 形				
	表 示				
	機 能				
	操 外 形				
	表 示				
	電 源 表 示 灯				
	ス イ ッ チ 類				
	ヒ ュ ー ズ 類		A		
	継 電 器				
	表 示 灯				
	結 線 接 続				
	接 地				
	予 備 品 等				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。
 8 票中☆印の欄は、（その4）に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

[新設]

複合型居住施設用自動火災報知設備点検票				
名称		防火管理者		㊦
所在		立会者		㊦
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日～年 月 日	
点検者	資格番号	点検者社名	TEL	
	氏名	所属会社	住所	
点検設備名	受信機	製造者名		
		型式等		
点検項目		点検結果		措置内容
		種別・容量等の内容	判定	
機器点検				
予備電源 (内蔵型・非常電源)	外形表示			
	※端子電圧	V		
	※切替装置			
	※充電装置			
	※結線接続			
受信機・中継器	周囲の状況			
	外形表示			
	警戒区域の表示装置			
	電圧計	V		
	スイッチ類			
	ヒューズ類	A		
	※継電器			
	表示灯			
	通話装置			
	※結線接続			
接地				
附属装置				
※火災表示等	蓄積式			
	アナログ式			
	二信号式 その他			
※注意表示				
回路導通				
設定表示温度等				
感知器作動等の表示				
予備品等				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

感 知 器	外 形					
	警 戒 状 況	未 警 戒 部 分				
		感 知 区 域				
		適 応 性				
		機 能 障 害				
	※ 熱 感 知 器	ス ポ ッ ト 型	差動定温(再)熱アナログ			
		分 布 型	空 気 管 式			
			熱電対式・熱半導体式			
		感 知 線 型				
	※ 煙 感 知 器	ス ポ ッ ト 型	イオン光電アナログ			
分 離 型						
※ 炎 感 知 器		赤外線 紫外線				
※多信号感知器・複合式感知器						
発 信 機	遠隔試験機能を有する感知器					
	周 囲 の 状 況					
	外 形					
	表 示					
	押しボタン・送受話器					
音 響 装 置	表 示 灯					
	外 形					
	取 付 状 態					
	音 圧 等					
鳴 動 方 式	一斉区分相互再鳴動					
※蓄 積 機 能						
※二 信 号 機 能						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
- 7 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

別記様式第35

複合型居住施設用自動火災報知設備(その3)

[新設]

自動試験機能	予備電源・非常電源							
	受信機の火災表示							
	受信機の注意表示							
	受信機・中継器の制御機能・電路							
	感知器							
	感知器回路・ベル回路							
連動機能								
無線機能								
総合点検								
同時作動								
※煙感知器等の感度								
地区音響装置の音圧								
※総合作動								
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
	加熱試験器				メーターリレー試験器			
	加煙試験器				炎感知器用動作試験器			
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	減光フィルター							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 自動試験機能を有するものにあつては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
 - 票中※印の欄は、自動試験機能を有するものにあつては記入不要。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第一号の表中「及び特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。

第二号の表中「及び加圧防排煙設備」を「、加圧防排煙設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
一 (略)	消防設備士の種類及び指定区分 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	一 (略)	消防設備士の種類及び指定区分 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
消防用設備等の種類	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	消防用設備等の種類	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(略)	は乙種消防設備士又は第四類の甲種消防設備士又は共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備	(略)	は乙種消防設備士又は第四類の甲種消防設備士又は共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備

二
(略)

消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者
消防用設備等又は特殊消防用設備等の 種類	(略)	(略)	(略)	必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
	(略)	(略)	(略)	共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備、特定 小規模施設用自動火災報 知設備、加圧防排煙設備 及び複合型居住施設用自 動火災報知設備

二
(略)

消防設備点 検査格者の 種類	(略)	(略)	(略)	第二種消防 設備点検査 格者
消防用設備等又は特殊消防用設備等の 種類	(略)	(略)	(略)	必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
	(略)	(略)	(略)	共同住宅用自動火災報知 設備、住戸用自動火災報 知設備、共同住宅用非常 警報設備、共同住宅用非 常コンセント設備、特定 小規模施設用自動火災報 知設備及び加圧防排煙設 備

○消防庁告示第七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第二第一号中「(一)から(六)まで」を「(一)から(七)まで」に改め、同号に次のように加える。

(七) 複合型居住施設用自動火災報知設備

第三第一号中「(一)から(六)まで」を「(一)から(七)まで」に改め、同号に次のように加える。

(七) 複合型居住施設用自動火災報知設備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(七)までに掲げるもの</p> <p>(一) (六) (略)</p> <p>(七) 複合型居住施設用自動火災報知設備</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(七)までに掲げるもの</p> <p>(一) (六) (略)</p> <p>(七) 複合型居住施設用自動火災報知設備</p> <p>二 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(六)までに掲げるもの</p> <p>(一) (六) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(六)までに掲げるもの</p> <p>(一) (六) (略)</p> <p>二 (略)</p>

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

消防庁長官 河野 栄

第二の表に次のように加える。

複合型居住施設用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
第三の表に次のように加える。	
複合型居住施設用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）
（傍線部分は改正部分）

		改 正 後				現 行	
第一 (略)	第二 (略)	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	(略)	指定区分	(略)	第一 (略)	第二 (略)
		特定小規模施設用自動火災報知設備	(略)				
第三 (略)	複合型居住施設用自動火災報知設備	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	(略)	指定区分	(略)	第三 (略)	(略)
		複合型居住施設用自動火災報知設備	(略)				

火災報知設備	複合型居住施設用自動	特定小規模施設用自動	火災報知設備	(略)	(略)	(略)	(略)
	第四類の乙種消防設備士	第四類の乙種消防設備士		(略)	(略)	(略)	(略)

		火災報知設備	特定小規模施設用自動	(略)	(略)	(略)	(略)
			第四類の乙種消防設備士	(略)	(略)	(略)	(略)